

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第129号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「ときは」の右に「, 消耗品（別に定めるものを除く。第20条第2項及び第24条において同じ。）を除き」を加える。

第20条第2項前段中「ときは」の右に「, 消耗品を除き」を加える。

第24条第1項中「聴取したうえ」を「聴取しなければ」に改め、「, 物品亡失・損傷報告書（第4号様式）により, 所属長及び会計管理者を経て市長に報告しなければ」を削り, 同項に後段として次のように加える。

この場合において, 課長等は, 消耗品が亡失し, 又は損傷したときを除き, 物品亡失・損傷報告書（第4号様式）により, 所属長及び会計管理者を経て市長に報告しなければならない。

第24条第2項中「ときは」の右に「, 消耗品を除き」を加える。

附 則

この規則は, 令和2年4月1日から施行する。

(会計室)